

大阪広域水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により公表する。

平成30年2月1日

大阪広域水道企業団監査委員 荻野 朝弘  
同 田辺 彰子

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成28年度における工事の執行

(2) 監査対象

| 監査対象機関       | 監査対象工事                   |
|--------------|--------------------------|
| 事業管理部北部水道事業所 | 送水管布設工事（庭窪万博系統連絡管・摂津市ほか） |

(3) 監査の実施日

平成29年12月7日

(4) 監査の実施方針

平成28年度における工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的・効率的に行われているかを主眼として、技術的な視点で監査した。

2 監査の結果

監査対象工事の執行は、おおむね適正であることを認めた。

3 問合せ先

〒540-0012 大阪府中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階  
(TEL (06) 6944-6862)

大阪広域水道企業団監査委員事務局